

生駒市条例第 5 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 2 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「2 8 , 0 8 0 円」を「2 3 , 4 0 0 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 3 , 4 0 0 円」とあるのは、「3 2 , 7 6 0 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 3 , 4 0 0 円」とあるのは、「4 5 , 2 4 0 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 3 0 年度分までの保険料については、なお従前の例によ

る。